

西秋川衛生組合焼却施設維持管理状況報告書に係る計画

1 焼却施設の概要

施設 の 名 称 : 西秋川衛生組合高尾清掃センター (焼却施設)
設 置 場 所 : あきる野市高尾521番地
使 用 開 始 : 昭和53年4月1日
炉形式・運転形式 : 全連続燃焼式機械炉
処 理 能 力 : 150 t / 日 (75 t / 日 × 2 炉)
火 格 子 面 積 : 19.41 m² / 炉
補助燃料の種類 : A重油
ごみの低位発熱量 : 700~1,600 K C a l / k g (設計時)
燃焼室ガス温度 : 750~950℃ (設計時)
一般廃棄物の種類 : 都市ごみ
ガ ス 処 理 方 式 : マルチサイクロン、電気集塵器

2 維持管理情報に係る計画

測定項目及び測定頻度等については、次のとおりとする。

なお、維持管理の情報については、測定結果の得られた日の翌月の末日に公表する。

① 焼却した一般廃棄物の種類、数量

- ・ 数量については、焼却クレーン荷重計により計測したものとする。
- ・ 数量は、1か月分を集計し、毎月報告する。

② 燃焼室中の燃焼ガス温度

- ・ 測定位置は、焼却炉出口にて計測する。
- ・ 維持管理上の基準値を800℃以上とし、運転管理温度は850~950℃に設定する。
- ・ 測定温度は、連続測定した数値(埋火日等を除く)から月平均を算出し、毎月報告する。

③ 集塵器に流入する燃焼ガス温度

- ・ 燃焼ガス温度は、排ガス測定中の煙道温度
- ・ 測定位置は、電気集塵器入口にて計測する。
- ・ 維持管理上の基準値は、おおむね200℃以下とする。
- ・ 測定温度は、連続測定した数値(埋火日等を除く)から月平均を算出し、毎月報告する。

④ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

- ・ 測定位置は、電気集塵器出口にて計測する。
- ・ 維持管理上の基準値は、100 p p m以下とする。
なお、組合目標値は、50 p p m以下に設定している。
- ・ 測定結果は、連続測定した数値(埋火日等を除く)から月平均を算出し、毎月報告する。
なお、測定結果は、酸素濃度12%換算値とする。

⑤ 冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去

- ・ ばいじんの除去については、焼却施設の定期清掃時に実施する。
- ・ 除去回数は、1号炉及び2号炉それぞれ、エアーヒーターの清掃が年に10回、その他設備の清掃が年に4回実施する。

- ⑥ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシンの濃度
- ・ 測定位置は、電気集塵器出口にて計測する。
 - ・ 維持管理上の基準値を $5 \text{ ng-TEQ} / \text{m}^3 \text{ N}$ 以下にする。
 - ・ 測定結果は、年に4回報告する。

- ⑦ 煙突から排出される排ガス中のばい煙排出量又は濃度
- ・ 測定位置は、電気集塵器出口にて計測する。
 - ・ 測定項目、測定頻度及び維持管理上の設定基準値は、別表1のとおりとする。

別表1 排ガス中のばい煙排出量又は濃度の測定項目、測定頻度及び維持管理上の基準値

測定項目	測定頻度	維持管理上の基準		摘 要
		単位	基準値	
硫黄酸化物	4回/年	$\text{m}^3 \text{ N} / \text{h}$	※60前後以下	K値規制17.5
		ppm	—	酸素濃度12%換算値
ばいじん		$\text{g} / \text{m}^3 \text{ N}$	0.15以下	酸素濃度12%換算値
塩化水素		ppm	430以下	酸素濃度12%換算値
窒素酸化物		ppm	300以下	酸素濃度12%換算値

※ 硫黄酸化物の基準値は、k値規制（地域規制）が総量規制のため、排出ガス温度、排出ガス量及び排出ガス流速により変化する。

- ⑧ 固形燃料及び固形燃料保管設備内に係る記録については、該当しない。

3 維持管理情報

焼却施設の維持管理情報は、別添の維持管理情報報告書のとおりとする。

なお、維持管理情報については、1号炉及び2号炉の報告となる。